



広報

しゃこたん

令和8年
9月号

No.777

川あそびのやくそく

- ① 石の上に、「のらない」
- ② 川の中を、「走らない」
- ③ モノを、「おいかけない」
- ④ ハキやアツが来たら、「うごかない」
- ⑤ いきものに「やさしく」する

- 夏の場所 -

郷土が誇る自然を学ぶ

= 「B & G自然体験プログラム」(8月6日・積丹町B & G海洋センター) =

主な内容

- 特集 町の「お財布」事情をみんなで考える2026
- 「積丹支署野塚分遣所」から「消防第5分団」へ
- B & G海洋センターでつくる積丹っ子夏休みの思い出
- 令和8年第4回議会臨時会

令和8年は
町制施行70周年



うにどん
(一社)積丹観光協会

～ 100万人を迎える観光地 積丹 美しい自然と観光環境を守り続けるために ～

昭和 38 年ニセコ・積丹・小樽海岸国定公園指定により本格化した積丹観光。神威岬や島武意海岸など奇岩奇石と積丹ブルーの海が織り成す雄大な自然景観、新鮮な海の幸などを求め、積丹町には毎年 100 万人を超える旅行者（観光客）が訪れています。そして、観光業は、飲食や宿泊、交通、買い物など幅広い経済分野につながる町を支える重要な基幹産業を担っています。

一方で、観光客の皆さんを気持ち良く迎え、美しい自然環境を町の観光資源として生かし続けていくためには、海浜地の清掃やキャンプ場のトイレ・水道などの施設維持管理や、海岸漂着物の収集・運搬・処分など、さまざまな「※観光環境対策」の経費が必要です。

※観光環境対策：旅や観光を支える自然・文化・社会の仕組み。自然の美しさや地域の暮らしを守りながら、観光客も快適で持続可能な観光を続ける取り組み。

◆ 100万人が訪れる観光の町 - その環境を支える経費は？

年度	観光客入込数	美化清掃・施設等維持費
令和 5 年度	1,037,861 人	17,108 千円
令和 6 年度	1,096,857 人	18,725 千円
令和 7 年度	1,032,730 人	19,519 千円

令和5年度→ 令和7年度

約 241万円 増

美化清掃・施設等維持費は 17,108 千円から 19,519 千円へ。2 年間で約 14.1%増加。

令和6年度→ 令和7年度

観光客 約6.4万人減

維持費は約 79 万円増加。観光地を清潔で安全な状態に保つ費用は、利用者数の減少に比例して減りません。

◆ 美しい観光地を「当たり前」に保つためのお金は？

令和7年度美化清掃・施設等維持費 約1,952万円

令和 7 年度の観光地としての環境維持対策に要した経費は、約 1,952 万円です。最も大きいのは、観光地の快適性を保つための美化清掃費 約 1,374 万円で、全体の約 7 割を占めています。

また、観光施設の水道・電気などの修繕費のほか、海岸漂着物の収集・運搬・処分の費用がかかっています。町の代表的な自主財源の町税収入（町民税や固定資産税等）約 1 億 6,600 万円と比較しても、その負担は小さくありません。



▲北海道が整備した海岸環境施設（美国町小泊）

（単位：千円）

主な経費	美化清掃費	漂着物処理費	光熱水費	その他	合計
令和 5 年度	11,064	2,271	1,967	1,807	17,108
令和 6 年度	12,153	2,592	2,293	1,688	18,725
令和 7 年度	13,734	2,463	2,208	1,115	19,519

（注）これらの経費は、観光振興に関連する町のすべての支出ではありません。

美化清掃	海岸漂着物	光熱水費	その他
70.4%	12.6%	11.3%	5.7%

観光環境対策費の財源（単位：千円）

道補助金	2,411
地方債（過疎対策債）	12,900
施設使用料等（※）	1,792
一般財源	2,416
合計	19,519

（※）観光センター使用料、土地・建物賃付料等



特集
No.5
町の「お財布」事情を
みんなで考える
2026

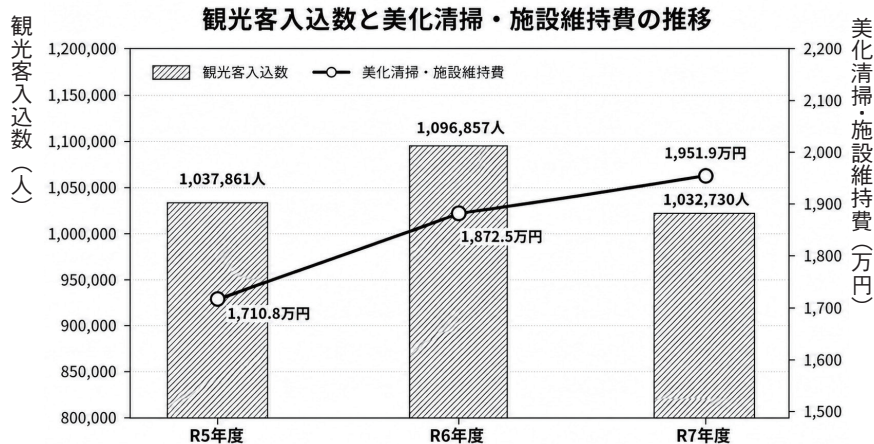
観光産業を支える

環境維持費の実態を知ろう

今月は、町の基幹産業を支える観光客の入込数と、観光地のきれいな環境を維持するための対策費の実態をお伝えします。



▲収集された海岸漂着ごみ



◆ 「きれいな観光の町 積丹」を支えるのは行政だけの仕事？

トイレが使えること、周辺が清掃されていること、海岸に大量のごみが残っていないことなど観光地では「当たり前」に見える快適な環境も、清掃や点検など施設管理を継続することで保たれています。

また、日本海から流れ着く海岸漂着物への対策も必要で、積丹町の大切な海洋環境そのものを守る取り組みでもあります。

**大切なのは
「誰が悪い」ではなく
「どう支えるか」**

観光客が多いから町の負担が増える。
だから観光客が悪い。
という話では決してありません。

多くの観光客に積丹町を訪れていただくことは、地域経済やまちの活力を支える観光業を生んでいます。これからも「また行きたい」と感じたりピーターが訪れる観光地であり続けるため、「その環境をど

う維持していくか」「その費用負担を誰が担うか」。観光地を利用する人の負担の水準と徴収に要する経費のあり方や観光事業者への影響などを含めて、幅広い視点からの検討が必要な時代を迎えています。

観光地であり続けるための 「負担のあり方・3つの課題」	
1	町民だけで負担し続けるのか？ 1,600人の町民が100万人の観光客を快適に迎えるため、限られた町の財源の中で、観光環境対策費をどう捻出するかが課題です。
2	国・北海道の補助制度やふるさと納税などをさらに活用できるのか？ 札幌や新千歳空港からの地の利を生かし、選ばれる観光の町の財源対策の検討が必要です。
3	観光客にも一定の負担をお願いするのか？ 法的制約もありますが、神威岬駐車場などの有料化や、観光トイレ・炊事場などの水道料金やごみ処理料金の負担のあり方なども急がれる検討課題の一つです。

「観光でにぎわう町」と「持続可能な観光ができる町」の両立へ

積丹町誕生70年、国定公園指定から63年。積丹観光の歩みを改めて振り返り、「観光客を歓迎すること」、「美しい積丹の自然を生かし守ること」、「町の財政を維持すること」の3つを両立するため、町の負担、利用者の負担、国や北海道の支援等の活用と制約などをどう克服していくか。

大切な観光資源や積丹観光を次の世代へつなぐため、町民が誇りとする「観光地のあり方」と「負担のあり方」を町ぐるみで考えていきましょう。



▲美国漁港海岸緑地広場（美国町小泊）

9月1日「積丹支署野塚分遣所」から「消防第5分団」へ 急がれる消防「分団詰所」と「資機材」の充実整備！

「地域の消防・防災活動拠点」として56年。北後志消防組合積丹支署野塚分遣所は、令和8年8月31日をもって廃止し、その役割が「第5分団」へ移行することになりました。



北後志消防組合積丹支署 野塚分遣所（昭和45年10月建設）

持続可能な消防体制の維持を目指して

人口減少社会の持続可能な地方自治体の消防体制を維持し、その対応力を確保するため、北後志消防組合では、令和8年2月から小樽市と北後志5町村の消防指令業務の広域共同運用（後志共同指令センター・小樽市）が開始され、消防・救急活動は町村の枠を超えた広域的な連携体制がスタートしています。

災害や救急事案の発生時に、最も迅速に現場に到着できる消防職員による消防隊・救急隊の広域的な出動体制を整備し、相互応援による消防力の

強化を目指すものです。一方で、複数の職員による出動が基本となり、1名で勤務してきた積丹支署野塚分遣所の勤務体制の維持が困難となりました。

また、野塚分遣所は、昭和45年から56年間にわたり積丹消防団第5分団の活動拠点として、町民の安心・安全を支える重要な役割を担ってきましたが、老朽化著しい分遣所庁舎（第5分団詰所）の建物や配備している消防ポンプ車も購入から40年が経過し、それらの対策が特に急がれる課題となりました。

消防組合では、消防体制の今日的な情勢変化と課題の克服に向けて、町内消防分団の統合（入舸↓日司、神岬↓余別）などを進めてきた経緯も踏まえて、昨年5月以降、積丹消防団や女性防火クラブと

協議を重ねながら慎重に検討を進めた結果、消防力を積丹支署へ集約することが、より効率的で持続可能な本町の消防・救急体制の確保につながるとの結論に達しました。

令和8年1月には、町に対して同分遣所を廃止し、その役割を第5分団へ移行を目指す方針案についての協議の要請がありました。

町内9地区で町民説明会 組合議会で廃止条例案可決

町では、地域の安心・安全を担う消防行政の役割の重要性を



▲5月22開催・町民説明会（野塚丸山地区）



▲5月25日開催・町民説明会（神岬地区）

踏まえて、5月に町議会と消防組合の意見交換会、その後、町内9地区で町民説明会を開催し、消防組合から同分団へ役割を移行する経緯と今後の消防体制について説明を行いました。

7月27日に招集された北後志消防組合議会（余市町）では、関係条例案が可決され、令和8年8月31日をもって同分遣所が廃止となり、9月1日から積丹消防団第5分団（「野塚コミュニティ」消防センター）となりました。

新たな3つの課題と町の財政負担

安心・安全な日々の町民生活を支える野塚第5分団の体制強化のためには、

①第5分団積載車等消防資機材の充実整備

②野塚分団詰所の整備

③現野塚分遣所建物の解体など、町の新たな財政負担を伴う大きな課題の克服が必要です。

特に、老朽化した現分遣所の建物は、分団詰所として継続利用することが困難と見込まれるため、町の財政負担と既存公共施設の有効活用等の観点から、野塚克雪管理センターを一部改修し、同分団詰所に変更する対策の具体化に向けて、消防組合・野塚町内会と協議を重ねています。

また、第5分団が運用する消防車両や資機材の老朽化も著しいため、それらの更新対策の検討を急いでいます。

野塚分遣所の廃止にあたって



富士谷 哲朗
積丹消防団長



播磨 誠
積丹支署長

「9月1日から長年にわたり防災活動の拠点として重要な役割を果たしてきた野塚分遣所が廃止され、単独消防分団（野塚町・第5分団）として新たな体制へ移行することになりました。

分団への移行は、組織や活動拠点の形は変わりますが、地域住民の生命、身体及び財産を守るといふ消防団の使命に変わりはありません。むしろ、これを新たな出発点と捉え、団員一人一人がより一層連帯を深め、地域に根ざした消防・防災活動に取り組んでまいります。

今後も、地域の皆さまから信頼される消防団であり続けるため、団員一同、決意を新たに活動してまいりますので、変わらぬご理解とご支援をお願いします。」

「積丹支署では、今後も常備消防と消防団がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携し、町民の安全・安心を守るため、消防・救急体制及び地域防災力の一層の充実に努めてまいります。

町民の皆さまには、分遣所廃止の趣旨をご理解いただき、引き続き協力をお願いします。」

I. 消防組合支署の体制（令和8年4月現在）

	積丹支署	赤井川支署	古平支署	仁木支署
定員数	19人	13人	16人	16人
職員数	18人	13人	16人	16人
人口	1,594人	1,425人	2,470人	3,046人

II. 積丹消防団の体制（令和8年4月現在）

分団	団本部	第1	第2	第3・4	第5	第6	第7・8
行政区		美国	幌武意	入舸・日司	野塚	来岸	余別・神岬
団員数	4人	24人	8人	14人	10人	8人	16人

年号	年	月	日	野塚分遣所（積丹消防団野塚第5分団）の沿革
明治	27	7	1	・公設消防組を設置し、入舸、日司、野塚村に分け、各地名から「い組」・「ひ組」・「の組」を組織して各組に腕用ポンプ1台を配備。
大正	2	1	28	・明治43年北海道庁令第106号の制定により所轄警察署長の認可を得て、野塚村に同村火災予防組合を設立。
昭和	31	9	30	・美国町、入舸村、余別村の3町村合併により積丹町を設置し、美国町船瀬に消防団本部を置き積丹町消防団を設置。
	39	8	13	・小型動力ポンプを購入、野塚町第5分団に配置。
	41	1	1	・北海道知事より竿頭綬を授与。
	45	9	1	・野塚町に第5分団庁舎、木造モルタル造1部2階建を新築し、消防団本部配置中のポンプ自動車（日産キャリア）を第5分団に移動配置。
	46	5	27	・北海道消防協会会長より竿頭綬を授与。
	46	11	18	・北海道知事より表彰旗を授与。
	49	4	1	・北後志消防組合の設立に伴い、積丹町消防団を同組合積丹消防団に改称し、8分団制、定員150名に。
	50	9	30	・野塚町第5分団庁舎前に40m ³ の防火水槽を新設。
	55	3	5	・消防庁長官より竿頭綬を授与。
	61	8	22	・野塚町第5分団ポンプ自動車（日野 レンジャー）を更新配置。野塚分遣所シャッター改修。
平成	9	11	12	・野塚町内に40m ³ の防火水槽を新設。
	21	10	10	・消防庁長官より表彰旗を授与。
令和	5	5	31	・北海道消防協会より表彰旗を授与。

プール活動

B & Gジュニア水泳教室

7

月29・30日の2日間、北海道スポーツ専門学校の教員の今井由美子氏

を講師に招き、1・2年生と3年生以上に分かれて、泳力に合わせたグループで水泳指導を受け、1・2年生は呼吸やキック練習を写真左、3年生以上はクロールといった実践的な練習を行いました。

泳げなかった子どもたちは、泳げるようになり、泳げる子ども

体験教室

「B & G自然体験プログラム」

8

月6日、(株)SHAKO TANN海森学校の小山彩由里代表と(一財)

おたる自然の村公社の二杉寿志氏が講師を務め、町内の自然環境でさまざまな体験活動を行う「B & G自然体験プログラム」を開催。

今年度は、ライフジャケットを着用して川の流れを体感したほか、川の生物の名前を学んで

もたちは、泳法を学ぶことにより、さらに泳力を向上することができると楽しくプール活動することができました。

B & G 海洋センターでつくる 積丹っ子夏休みの思い出



②



①

令 和8年度B & G北海道ブロック・スポーツ交流交歓会「水泳の部」が8月9日、斜里町B & G海洋センターで行われ、全道9市町の海洋センターから74名が出場しました。

B & G 令和8年度北海道ブロックスポーツ交流交歓会「水泳の部」



B & G全道海洋センター水泳大会

写真 ①川の生物の名前を学ぶ
②美国川で魚を観察する

から美国川で魚を観察し、生息する生物を知ることなど、美しい清流であることなどの知識を身につけ、郷土の自然の豊かさを感じるプログラムになりました。

スポーツで輝く積丹っ子 北海道中学体育大会・全道大会出場

— 優秀な成績を収めた選手の皆さんをご紹介します —

■バドミントン

男子シングルス

住出 潤汰さん (美国町)

8月8日開催「第45回全日本ジュニアバドミントン選手権大会」新人の部
南北北海道予選会兼ジュニア研修会 (稚内市) でベスト8の成績を収めました。

■水泳

男子平泳ぎ 100 m

筒塩 理巧さん (余別町)

■サッカー

F C 余市

飯田 愛杜さん (余別町)

■陸上競技

男子4 × 100m リレー

木田 昊之介さん (美国町)

女子走り幅跳び

池田 母生さん (美国町)

「北海道中学体育大会(中体連)」の後志大会を勝ち上がり、全道大会に出場した6名の積丹っ子。

先輩の雄姿や中体連の経験を生かして、次に控える新人戦やその他大会に向けて練習に励む選手たちをみんなで応援しましょう!

積丹町からは、ジュニアスイミングクラブのメンバー9名が、日頃の練習の成果を競い合ったほか、全道の各海洋センターやスイミングクラブとの交流を深めました。

令和8年 第4回町議会臨時会

令和8年第4回町議会臨時会が7月24日に招集され、議案6件が審議され、同日閉会しました。
そのあらましについてお知らせします。

行政報告

北後志消防組合野塚分遣所 廃止方針案への対応

1月29日北後志消防組合から協議の要請がありました。本件は、この間の議会協議並びに住民説明会等の結果を踏まえて、昭和49年4月1日同組合設立時に野塚分遣所が設置された歴史的経緯を重く受け止めながらも、同方針案に対する住民理解は得られたものと判断をし、同方針案に同意する旨、同組合へ回答しました。

組合においては、7月27日に

招集される北後志消防組合議会第2回定例会に同方針案に係る「北後志消防組合消防本部及び消防署等の設置に関する条例の一部を改正する条例案」の提出が予定されています。

同日、改正条例原案可決

今後の町の対応として、は、安心安全な日々の町民生活を支え、その任を担う消防団の重要性を踏まえて、野塚第5分団への移行に伴う①野塚分団積載車等消防資機材の充実整備②野塚分団詰所の整備③現野塚分遣所建物の解体など主要な課題の解決に向けて、同組合と連携して国・道への財政支援要請活動等の機動的な対応に努めます。

審議された案件

議案第1号

積丹町立へき地保育所条例の一部改正について

別表第1階層区分の字句の整理を行うもの。

(原案可決)

議案第2号

積丹町教育・保育給付に係る利用者負担額の特例に関する条例の制定について

国の現行制度においては、住民税非課税世帯を除く0～2歳児の保育の必要な全てのこどもの保育料（利用者負担額）の無償化が未だ実現されていない状況が続いています。

現下の社会経済情勢下における本町の保護者の経済的な負担の軽減対策のあり方についてのこれまでの議会協議並びに積丹町子ども・子育て審議会の審議・答申の経緯を踏まえて、国の0～2歳児の保護者負担の無償化制度が実現するまでの当分の間、「町は現行の町関係条例で保護者が負担するとされている給食費を除く保育料（利用者負担額）を徴収しないこととする。」本町独自施策実施の根拠となる町特例条例を制定するもの。

なお、本条例案は、令和8年8月1日から施行し、今年度下期（9月）保護者負担分から適用。

(原案可決)

議案第3号

積丹町立へき地保育所保育料の額の特例に関する条例の制定について

へき地保育所の2歳児の保育料について、国の0～2歳児の保護者負担の無償化制度が実現するまでの当分の間、「町は現行の町関係条例で保護者が負担するとされている間食費を除く保育料を徴収しないこととする。」本町独自施策実施の根拠となる町特例条例を制定するもの。

なお、本条例案は、令和8年8月1日から施行し、今年度下期（9月）保護者負担分から適用。

(原案可決)

議案第4号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、神威岬自然公園遊歩道改修事業に係る同工事請負契約の締結について議会の議決を求めるもの。

(原案可決)

議案第5号

工事請負契約の締結について

議案第4号と同根拠条例により、入舸地区集落排水施設更新工事請負契約の締結について議会の議決を求めるもの。

(原案可決)

議案第6号

令和8年度積丹町一般会計補正予算（第4号）

歳入歳出予算の総額に605万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億8,165万円にするもの。

歳入は、ふるさと納税寄附金140万円、ふるさと振興基金繰入金220万円、前年度繰越金145万円、いきいきふるさと推進事業助成金100万円。

歳出は、基金積立費（ふるさと振興基金元金）140万円、企画費（町制施行70周年記念事業関連費）245万円、同（官民連携推進事業補助金）220万円。

(原案可決)

町職員の給与等のあらまし

積丹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、令和7年度の職員の給与等の状況をお知らせします。

なお、一部の項目については、令和8年4月1日現在の状況です。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①採用と退職等の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区分	採用	離職				
		退職			免職	離職計
		定年	死亡	自己都合 その他		
一般行政職	—	—	—	3人	—	3人
技能労務職	—	—	—	—	—	—
医療職	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	3人	—	3人

②職員数の状況（各年度4月1日）

区分	7年度	8年度	対前年比増減数
一般会計	55人	54人	△1人
特別会計	5人	5人	0人
公営企業会計	2人	2人	0人
計	62人	61人	△1人

注1）町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は、96人となっています。

2. 職員の人事評価の状況

積丹町職員の人事評価実施規程（平成28年訓令第4号）により平成28年4月1日より実施

3. 人件費等の状況

①人件費の状況（全会計決算見込）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	人件費 B（人件費率B/A）
7年度	1,593人（R8.3.31）	4,381,368千円	710,513千円（16.2%）
6年度	1,673人（R7.3.31）	4,045,644千円	660,465千円（16.3%）

②一般行政職平均給料等

区分	令和7年	令和8年
平均給料月額	334,024円	348,524円
平均年齢	43歳8月	44歳9月

注1）人件費は、職員に支給される給与や諸手当のほかに、使用者が負担する共済費などの費用の合計。（特別職・議員・委員等の報酬等も含まれます。）

注）各年4月1日現在。

注2）人口は各年度の3月31日に住民基本台帳に記載されているもの。

③職員給与費の状況（全会計決算見込）～各年度中の採用者、退職者を含む～

区分	職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 (B / A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
7年度	62人	250,036千円	43,780千円	109,486千円	403,302千円	6,505千円
6年度	64人	248,109千円	37,365千円	102,182千円	387,656千円	6,057千円

④初任給及び経験年数別平均給料月額（各年度4月1日現在）

区分			初任給	経験年数		
				10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
8年度	一般行政職	大学卒	232,000円	299,767円	338,700円	367,800円
		高校卒	200,300円	274,100円	307,000円	対象者なし
7年度	一般行政職	大学卒	220,000円	290,850円	321,700円	351,000円
		高校卒	188,000円	250,625円	292,400円	352,800円

⑤職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

手当名	内容
扶養手当 (月額)	①子 13,000円 ②15歳に達する日以後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子1人5,000円加算 ③父母等 6,500円
住宅手当 (月額)	①家賃の月額が16,000円を超える借家等の場合 家賃の月額に応じて28,000円を限度に支給
通勤手当 (月額)	①交通機関利用者 運賃の額55,000円までは全額支給 ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から38,700円の範囲で支給
特殊勤務手当	ボイラー等手当（10月～4月まで月額支給） 4,000円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給

手当名	内容				
寒冷地手当	11 月から 3 月まで月額支給 ①世帯主（扶養親族あり）26,000 円 ②世帯主（扶養親族なし）14,500 円 ③世帯主以外 9,800 円				
期末・勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当	計	備 考
	6 月期	1.2625 月分	1.0625 月分	2.325 月分	※職階の区分に応じて加算措置：有
	12 月期	1.2625 月分	1.0625 月分	2.325 月分	
	合計	2.525 月分	2.125 月分	4.65 月分	国の基準 4.65 月分 加算措置：有
退職手当	区分	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 35 年	最高限度
	自己都合	19.6695 月分	28.0395 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	定年	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709 月分	47.709 月分

⑥特別職の給料等（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区分	給料月額	期末手当	備考
町長	650,000 円	6 月期 2.325 月分	加算措置：有
副町長	560,000 円	12 月期 2.325 月分	
教育長	530,000 円	合計 4.65 月分	

⑦議会議員の報酬等（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区分	報酬月額	期末手当
議長	260,000 円	6 月期 2.075 月分
副議長	200,000 円	12 月期 2.075 月分
常任委員長	180,000 円	合計 4.15 月分
議員	170,000 円	加算措置：有

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和 8 年 1 月 1 日現在）

①勤務時間（標準的なもの）

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時 00 分

②年次有給休暇の取得状況（令和 7 年 1 月～12 月）

全対象職員数 A	総取得日数 B	一人当たりの取得日数 B/A
62 人	670 日	10.8 日

注 1）後志広域連合派遣職員を除く。
注 2）令和 6 年度退職者を除く。

③病気休暇の取得状況（令和 7 年 1 月～12 月）

取得職員数 A	取得日数 B	一人当たりの取得日数 B/A
12 人	115 日	10.0 日

5. 職員の休業に関する状況

区分	人数
育児休業	1
部分休業	1
育児短時間勤務	—

6. 分限及び懲戒処分

①分限処分

区分	休職	降任	免職
人数	—	—	—

②懲戒処分

区分	戒告	減給	停職	免職
人数	—	—	—	—

7. 職員サービスの状況

サービスの根本基準として、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて専念しなければなりません。

町では「服務規程」に基づき、職員一人一人が法令の遵守など服務規律の保持に努めています。

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条の 6 第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から退職管理の適正を確保するため、「再就職者による現職職員への働きかけ規制」等が導入されました。このため、法の規定に基づき適正な退職管理に努めています。

9. 職員の福利厚生及び利益の保護の状況

①職員健康診査受診者数 55 名

②職員の福利厚生のための各種団体の設置状況

●北海道市町村職員共済組合

事業の種類	事業内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡などの事故に対して、給付する事業
長期給付事業	組合員が退職した時の年金給付などの事業
福祉事業	組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業（住宅建設資金等貸付、疾病予防対策など）

●北海道市町村職員福祉協会

事業の種類	事業内容	公費負担
医療給付事業	退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付、入院見舞金、死亡弔慰金の支給等	令和 7 年度実績 184 千円
貸付事業	一般資金、育成資金の貸付等	
福利厚生事業	入院一時金、出産祝金、宿泊施設利用助成等	

10. 研修の状況

研修内容	受講者数
職場内一般研修	27 人
職場外一般研修（中級研修）	2 人
職場外専門研修（実務研修）	1 人
職場外専門研修（その他）	6 人

11. その他

議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会に係る人事行政の運営状況は、上記の数値等に含まれています。

まちの日記帳



キッズパトロール隊を結成！

びくに・みなと保育所「交通安全と防犯啓発」

キッズパトロール隊を結成し、7月14日にみなと保育所園児5名、翌15日にびくに保育所園児9名が越後屋美国駐在所長から任命書と隊員手帳を受け取りました。

キッズパトロール隊員となった子どもたちは、地域の交通安全と防犯の啓発のため近隣の高齢者や高齢者施設、付近を通るドライバーへ特殊詐欺の防止や交通安全啓発を元気いっぱい頑張りました。

みんなが安心して元気に暮らせるようにキッズパトロール隊は、秋にも2回目の啓発活動を予定しています。



心おどる音色とあふれる活気

「2026 美国盆おどり」

令和6年の開催から3回目を数え、多くの町民や帰省する家族が心待ちにする「2026 美国盆おどり」(美国盆踊りの会主催)が憩いの広場で催され、今年も大勢の人でにぎわいました。

やぐらから聞こえる太鼓の音とソーラン節で踊る盆踊りのほか、美国町内の飲食事業者の出店や、縁日ゲーム、餅まき&お菓子まきなど子どもから大人まで楽しみました。

代表の池田和聡さん(㈱池田設備 代表取締役)は、毎年恒例の集合写真を撮影したのち「来年もまた会いましょう!」と閉会を宣言し、盆おどりを締めくくりました。

8/13



町の特産品を各地でPR！

(一社)積丹観光協会「JRA 積丹物産展」

札幌競馬の開催期間中、競馬場内で(一社)積丹観光協会と町が観光PRを行ってきました。

8月15日の12レースのうち最終レースが「積丹特別」と名付けられたことにちなみ、同日の物産展ブース出展依頼を受けて実現しました。

このほか、観光協会では、6月にウイングベイ小樽(小樽市)、7月には小樽港クルーズ船・飛鳥IIIへのPRなど町のPRに努めました。

8/15



おしらせ

各種自衛官等を募集します

幹部候補生（一般・専門（陸））
 ◆応募資格…20～26歳未満
 ◆受付期間…9月1日～9月25日
 幹部候補生

※同一試験で幹部候補生と重複受験可

◆応募資格…20～33歳未満

◆受付期間…9月1日～9月25日

防衛大学校（一般）

◆応募資格…18～21歳未満

◆受付期間…10月15日

一般曹候補生、2等陸・海・空士

◆応募資格…18～33歳未満

◆受付期間…お問合わせください。

【問合わせ先】自衛隊札幌地方

協力本部小樽地域事務所

TEL 0134-22-5521

介護の魅力発信セミナー開催

映画「ケアニン」上映や講話、ミニ実演を通して介護の役割や魅力を紹介します。

◆日時 9月5日(土)午前9時
 ◆場所 積丹町総合文化センター
 【問合わせ先】札幌西円山病院
 TEL 011-642-4121

無料法律相談所開設

次のとおり無料法律相談所を開設します。

◆日時 9月16日(水)

午後1時～午後4時

◆定員 6人

【申込・問合わせ先】

余市町役場 総務課

TEL 0135-21-2111

※ご利用される方は、事前に申し込みが必要です。

こころの健康相談

次のとおりこころの健康相談窓口を開設します。

◆日時 10月7日(水)

午前10時～正午

◆場所 俱知安保健所余市支所

【問合わせ先】俱知安保健所

健康推進課健康支援係

TEL 0136-23-1957

※ご利用される方は、9月30日(水)までに申し込みが必要です。

観光地づくり加速化補助金のご案内

道では、各地の特性や実情に

応じた魅力的な観光地づくりの推進を図るため宿泊事業者等が行う設備導入に係る費用の一部を補助します。

◆対象者 宿泊事業者(旅館・ホテル・簡易宿所)、観光協会・DMO、観光関連事業者

◆受付期間 10月30日(金)

◆補助対象経費

省力化による利便性向上、旅行者の安心・安全、観光コンテンツの充実化、その他受入環境整備(多言語対応、オーバーツーリズム対策など)に

合致する設備導入・備品購入等の費用

◆補助率

補助対象経費の2分の1以内

○補助上限額 200万円

(1宿泊施設又は1整備計画当たり)

詳しくは専用ホームページ

をご確認ください。

年金の予約相談実施中

年金事務所では、年金についての予約相談を実施しています。

ご予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書などをご準備のうえ、お問い合わせください。

【問合わせ先】日本年金機構

TEL 0570-05-4890

北後志消防組合積丹支署

消防ニュース

夏を安全に！水難救助訓練

さまざまな状況下での水難事故に対応するため、小泊海岸で水難救助訓練を実施しました。

海上では、要救助者の搜索方法や専用の救助器具を使用し、

海中から要救助者の引き揚げ手順を確認した後、立て続けに遊

泳中の男性1名の溺水を想定した検索救助訓練を実施。

全国で水難事故が多発しており、町民の皆さんも水辺でのレジャーなどには十分に注意し、楽しんでください。

電話・インターネットから

出動情報が分かります！

消防指令業務共同化に伴い、消防車両(救急車は除く)出動情報や状況を確認できます。

確認方法は、電話かインターネットのいずれかです。「今の消防車の出動は何かな？」などと不安に思ったら、左記までお問い合わせください。

◆電話での問合わせ(自動音声)

050-5530-5333

発信後、ダイヤル「3」を押すと北後志消防組合の情報が流れます。

◆インターネットでの問合わせ

後志共同消防指令センター公式X(表示名)

後志共同消防指令センター【公式】

(ユーザー名)

shiribeshi_119

QRコード

QRコード

QRコード

QRコード

QRコード

QRコード

QRコード

QRコード

QRコード

■積丹支署各種出動状況

令和8年7月31日時点 (単位: 件)

	火災	救急	救助	その他
R 8. 7月	0	14	4	9
R 8年累計 (1～7月)	4	63	5	25
R 7年	3	123	5	32
R 6年	0	124	13	29

※その他には火災・救急・救助以外の消防車が出動した件数が含まれます。

《出動件数は、他町村への応援出動も含みます》

9月のこよみ

6(日) ●みなと保育所運動会

9(水) ●小学校芸術鑑賞会 兼 町民文化講演会

12(土) ●びくに保育所運動会

16(水) ●リフレッシュ学級・町民文化教室
「スマホ&情報アプリ教室」

27(日) ●巡回ワンコイン健診 (積丹町総合文化センター)

28(月) ●巡回ワンコイン健診 (余別地区コミュニティセンター)

29(火) ●巡回ワンコイン健診 (野塚会場)

文芸だより

ー 9月の俳句ー
(美国踏青俳句会)

さやけしやキユツキユツと鳴りし博多帯
灯明のつけっぱなしの迎へ盆
肌撫でる風にも秋の気配かな
秋めくや髪染めかへてショッピン
電柱の上狙ふ鳥や西瓜畑
ハナの吾畑打つや草刈も

藤原 わ子
戸来 和子
河岸 悟郎
菊谷 知子
山崎美枝子
福井 新一

【河岸悟郎・鑑賞】
盆も過ぎ、秋の
気配を感じる頃と
なり、時の早さを
感じ一日を大事に
過ごさなければと
思います。

善意に感謝します

社会福祉法人 積丹町社会福祉協議会

女神輿 桜組

代表 安田 亜子 様 (美国町) 20,000円

匿名 希望 (美国町) 20,000円

ふるさと納税の状況

全国の皆さま
ご協力ありがとうございました

《令和8年7月31日現在》 1,221件 24,625,100円

＋ 9月の余市管内休日当番病院等 ＋

診療時間：午前9時～午後5時

日(曜日)	医療機関名	住所	電話番号
6日(日)	勝田内科皮フ科クリニック	余市町大川町	22-3843
13日(日)	中 島 内 科	余市町黒川町	22-3866
20日(日)	勤 医 協 余 市 診 療 所	余市町黒川町	22-2861
21日(月)	小 島 内 科	余市町黒川町	22-2245
22日(火)	林 病 院	余市町山田町	22-5188
23日(水)	池 田 内 科 ク リ ニ ッ ク	余市町黒川町	23-8811
27日(日)	黒川町整形外科クリニック	余市町黒川町	22-2447

※受診される方は、あらかじめ病院等に電話確認をお願いします。

積丹町スマートフォンアプリ 「しゃこたん地域情報」

IP告知端末と同じ
配信情報がスマート
フォンから「いつでも」
「どこでも」確認でき
ます。



こちらから
ダウンロード

広報しゃこたんのアプリ 配信を始めました！

スマートフォンア
プリ「マチイロ」で
は、広報しゃこたん
のカラー版を読むこ
とができます。



こちらから
ダウンロード

積丹町公式LINE アカウントできました！

メニューの『AI
チャットボット』か
らの問い合わせで、
閉庁日や勤務時間外
も回答しています。



こちらから
ぜひ友達登録

交通安全はみんなの願い

(ゼロ)
死亡交通事故 0 の日

2,612 日達成

(令和8年8月1日現在)

人のうごき

世帯数／ 945世帯 (－3)

人 口／1,589人 (－7)

男 ／ 741人 (－6)

女 ／ 848人 (－1)

●転入／4人(±0) ●転出／6人(－6)

●出生／0人(－1) ●死亡／5人(＋4)

令和8年7月31日現在、()内は前月比

伏見 片野 木田 吉澤

重博 良昭 信一
義史 治子

71 77 79 98 86
歳 歳 歳 歳 歳

余 美 美 余 余
別 国 国 別 別
町 町 町 町 町

おくやみ(死亡)

慶

弔

録